



医療措置協定の締結について (診療所用)

感染症対策課

医療措置協定について

医療措置協定とは

医療措置協定とは、令和4年12月の感染症法の改正において、新たに規定された制度であり、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭（※）に、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新興感染症）への対応を強化するため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた新興感染症対応にかかる協定を締結する仕組みです。

（※）新型コロナウイルス感染症の発生・まん延時において、各医療機関に担っていただいた機能（入院、発熱外来など）について、新興感染症発生時においても担っていただくことを想定

対象とする感染症（新興感染症の定義）

新興感染症 = 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

ただし、新興感染症の病原性のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが**事前の想定とは大きく異なる事態となった場合には、協定内容について機動的な変更や状況に応じた柔軟な対応を行うなど**、医療機関と県が協議を行うことを前提とします。

協定の締結内容について（対象項目は各医療機関による）

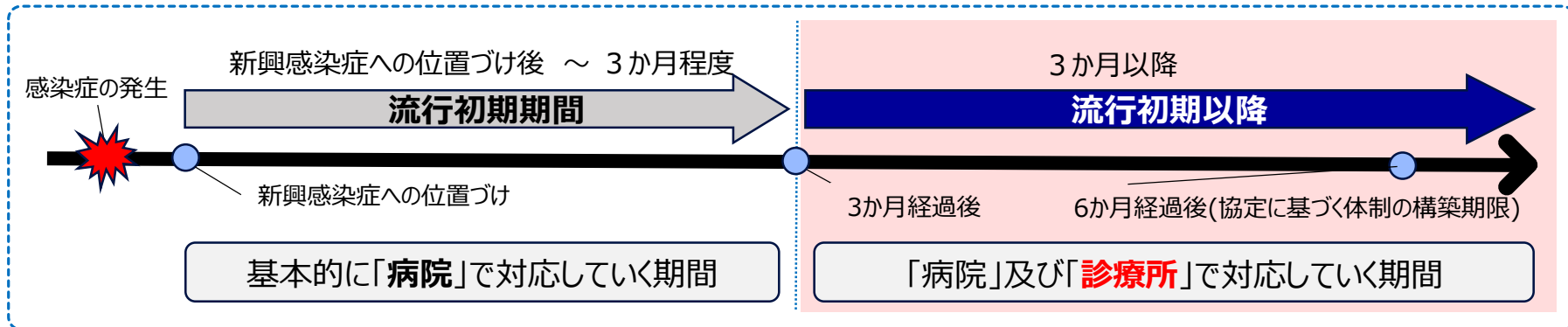
項目	内容	診療所の該当項目
病床の確保	新興感染症患者に対する入院医療を行う病床を確保	—
発熱外来	発熱患者等に対して診療・検査を実施する体制を確保	○
自宅療養者等への医療提供	自宅療養者等への医療提供体制を確保	○
後方支援	回復患者や一般患者の受け入れを実施	—
医療人材派遣	集団発生施設や臨時応急処置施設等への医療従事者の派遣	—

※上記の内容に係る協定を締結いただく医療機関については、「**個人防護具の備蓄**」および「**平時における準備として、年1回以上の研修や訓練の実施（努力義務）**」について、併せて、協定内容に盛り込む形で協定を締結させていただきたいと考えています。

医療措置協定について

協定による対応の開始時期

診療所においては、下図に示す「流行初期以降（新興感染症への位置づけから3か月後以降）」に対応いただくことを想定しています。



協定の締結期間について

- 本協定の有効期間は、締結日※から令和9年3月31日までです。※令和5年度に締結を行った場合は令和6年4月1日から
- ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、県と医療機関のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とします。

協定内容の見直しについて

- 協定については、県または医療機関による申し出により、その内容の変更に係る協議を行うことができます。
(医療機関側において事情変更等があれば、柔軟に対応させていただきます。)

締結した協定等の公表の内容・方法

- 県は、医療機関等との間で協定を締結した時は、感染症法の規定に基づき、当該措置協定の内容を県ホームページ等で公表します。
- 新興感染症発生・まん延時には、新型コロナの対応と同様に、例えば発熱外来について、診療時間や対応可能な患者など、患者の選択に資するような公表を行うことを想定しています。

協定締結の主体について

- 医療機関等との協定締結は、知事と医療機関等の管理者との間で行います。
- 管理者の変更に伴い協定の締結を見直すことは不要とされています。

正当な理由なく協定の措置を講じていない場合の対応

- 感染症法においては、協定締結医療機関が正当な理由なく、協定の内容に基づく措置を講じていないと認めるときは、県は協定締結医療機関に対して感染症法等に基づく措置を行うとされています。
- しかしながら、「協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと認められる場合」など、以下に示す事由による場合については、「正当な理由」によるものと考えています。
 - 医療機関内での感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
 - 患者1人当たりが必要となる人員が想定していたものと異なるなど、人員が不足している場合
 - 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合
 - 都道府県及び医療機関からの情報の蓄積により、別途、国から示される協定が履行できない「正当な理由」の範囲に該当する場合
 - その他、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと認められる場合

協定締結医療機関等への支援

平時

- **協定締結医療機関の設置に要する費用（設備整備）**

新興感染症の発生に備えて、新型コロナ対応での最大規模の体制を目標として準備を行い、発生後速やかに対応できるよう、協定締結医療機関に対して、感染症への対応力を強化するため、施設・設備整備への支援を行う。

- **診療報酬**

新興感染症発生・まん延時に備え、外来における適切な感染管理の下での発熱患者等への対応を更に推進する観点から、各種評価項目について、要件及び評価を見直す。

- **感染症対応人材の確保・育成**

厚生労働省において院内感染対策講習会事業等を実施する。

- **独立行政法人福祉医療機構による優遇融資**

福祉医療機構（WAM）の医療貸付において、感染症対策を伴う施設整備を行う医療施設等に対し、融資率等を優遇する融資を実施している。（取扱期間：2030年3月31日まで）

新興感染症発生・まん延時

- **診療報酬の特例措置や補助金による財政支援**

- **医療措置協定の履行に要する費用**

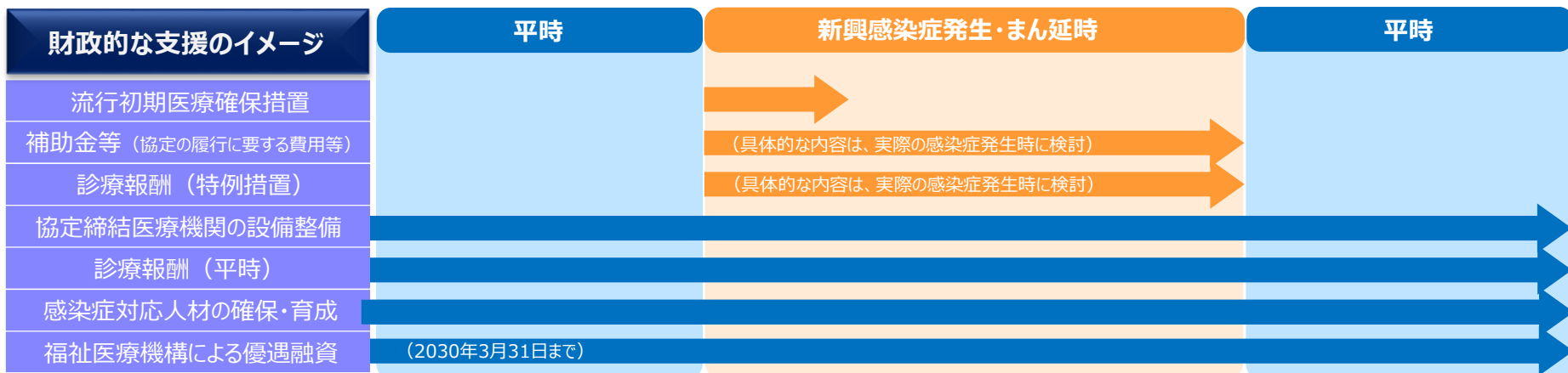
改正感染症法では、協定指定医療機関が実施する医療措置に要する費用について、国及び都道府県が財政支援を行うこととしており、具体的な内容は、実際の感染症発生時に、感染状況や感染症の特性等を踏まえ、国において検討する。

- **流行初期医療確保措置（流行初期に対応する病院向けの措置）**

改正感染症法により、感染症の流行初期から病床確保や発熱外来の感染症対応を行う医療機関（流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関）に対して、診療報酬上乘せや補助金等が充実するまでの一定期間※、感染症流行前と同水準の収入を保証する。

※ 3か月を基本として想定

※ 病床確保を行う医療機関は外来も含めた収入、発熱外来のみを行う医療機関は外来分の収入



医療措置協定の締結に伴う第二種協定指定医療機関への指定について

第二種協定指定医療機関への指定について

医療措置協定を締結した医療機関のうち、発熱外来または自宅療養者等の対応を行う医療機関については、医療措置協定の締結にあわせて、感染症法に基づく「第二種協定指定医療機関」として、都道府県知事による指定を行います。

	協定内容							
	入院	発熱外来	自宅療養者への医療提供	後方支援	人材派遣	個人防護具 ※任意	検査	宿泊
病院	○	○	○	○	○	○	○	
診療所		○	○			○	○	
薬局			○			○		
訪問看護事業所			○			○		
検査機関	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 第一種協定指定医療機関 </div>					○	○	
宿泊施設	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 第二種協定指定医療機関 </div>					○		○

第二種協定指定医療機関の指定要件

【発熱外来】

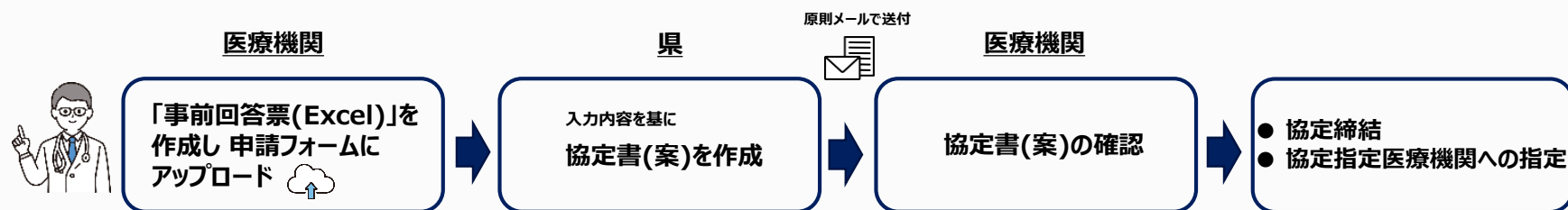
- 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- 受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。

【外出自粛対象者への医療提供（自宅療養者への医療提供）】

- 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると認められること。

協定締結・指定の手続きについて

- 医療措置協定の締結、および協定指定医療機関への指定手続きは以下の流れで行います。
(事前回答票や申請フォームは、ホームページに掲載しています。)



協定締結に関するお問い合わせ先

- 協定に関するご質問や協定書（案）に関する疑義については、以下の事務担当までお問い合わせください。

〔事務担当〕

三重県医療保健部感染症対策課

電話番号：059-224-2352

メールアドレス：covkyou@pref.mie.lg.jp

(参考) 医療措置協定書のイメージについて

協定書-本文 (イメージ)

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定書

「三重県知事」(以下「甲」という。)と「管理者」(以下「乙」という。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、～を目的とする。

(医療措置実施の要請)

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる措置の内容のうち、**別表1**に掲げる事項について、措置を講ずるものとする。

- 一 発熱外来の実施
- 二 自宅療養者等への医療の提供

(個人防護具の備蓄)

第4条 乙は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具について、**別表2**に掲げる品目、数量の備蓄を行うものとする。

医療機関等との協議のうえ措置の対象範囲や具体的な内容を記載

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく個人防護具の備蓄に係る措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

第6条～第〇条 (省略)

○協定の実施状況等の報告

○平時における準備(年1回以上の研修・訓練等の実施など)などについて記載

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 ●●●●

乙 三重県□□市△△
(医療機関名)
(医療機関管理者名)
(保険医療機関番号)

(参考) 医療措置協定書のイメージについて

協定書-別表 (イメージ)

※「発熱外来の実施」⇒締結可、「自宅療養者等への医療の提供」⇒締結可（施設対応は不可）、
「个人防护具の備蓄」⇒締結可（アイソレーションガウン、フェイスシールドは備蓄不可）と回答いただいた場合の例

(別表1 医療措置の内容)

	対応時期	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）	流行初期以降
発熱外来の実施	対応内容		発熱外来の実施 : 可 対応可能患者数 : 5人/日 検査（核酸検出検査）の実施 : 可 （検査の実施能力 : 5件/日） かかりつけ患者以外への対応 : 可 小児（15歳未満）への対応 : 可 （6歳以上）
	即応化の期間		
	特記事項		例) 来院前に電話連絡が必要。 例) 駐車場で診療するため、原則として自家用車での来院患者に対応。
自宅療養者等への医療の提供	対応内容		自宅療養者等への医療の提供 : 可 （ 高齢者施設における施設内療養者への対応 : 否 ） （ 障害者施設における施設内療養者への対応 : 否 ） （ オンライン診療（電話診療を含む） : 可 ） （ 往診 : 可 ） (参考)自宅療養者への対応可能人数 3人/日
	特記事項		例) 往診は休憩時間及び夜間に限る。 例) 提携している施設の入所者への対応のみ可能。

(別表2 乙における个人防护具の備蓄数量)

品目	数量	
サージカルマスク	600 枚	2 か月分相当
N95マスク（※1）	30 枚	1 か月分相当
アイソレーションガウン（※2）	-	-
フェイスシールド（※3）	-	-
非滅菌手袋	2000 枚 (1000 双)	2 か月分相当

※1 N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能とする。
 ※2 アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含む。
 ※3 フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能とする。必要人数分確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同等として取り扱う。